別紙

電波法施行令の一部を改正する政令案に寄せられた御意見及び御意見に対する考え方

○意見募集期間：令和８年９月５日（土）から同年１０月９日（金）まで
○提出された御意見の件数：２１件
○意見提出者
　個人（２０件)、一般社団法人日本コミュニティ放送協会
○案と一切無関係と判断し、提出意見として扱わなかったもの：１件
　（電波の特定大手キャリア等による独占等に係るご意見については、案と無関係と判断いたしました。）

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	修正の有無
1	個人①	【該当箇所】 無線従事者の操作の範囲に関する規定（第3条関連） １．無線従事者資格緩和の推進に対する賛意とメリットについて 　本改正案に示された、臨時災害放送局（以下、臨災局）及びイベント放送局の無線従事者資格をコミュニティ放送局（以下、CFM）と同等の資格（第二級陸上特殊無線技士等）へと緩和する方針に対し、強く賛同し、深く敬意を表する。有事における「生存インフラ」として機能すべき臨災局の開設にあたり、従来の「第二級陸上無線技術士」以上の資格者の確保は、少人数で運営を強いられる地方自治体や放送現場において、極めて深刻なマンパワーの限界となっていた。本改正が実現すれば、平時から地域に根差し、運用ノウハウや「顔の見える関係性」を持つ既存CFMのスタッフや、地域の特別無線従事者資格を持つ行政職員を即座に動員することが可能となる。これは有事の際の人材確保の障壁を劇的に引き下げ、迅速な初動放送（命を救うための初動20分と言われる）の確立に直結する、極めて画期的かつ実効性の高い制度改革であると高く評価する。 ２．「臨時」の枠組みを超えた、制度的制約のさらなる緩和への期待 　本改正案のような「技術・ハード面」での緩和措置を契機に、今後は臨災局の「制度・運用面」における縛りを解く、さらなる柔軟な姿勢を期待したい。現行制度におい	本政令案に賛同のご意見として承ります。 　総務省としては、引き続き、地方自治体等に対する周知や地域の防災訓練での活用等を通じて、臨時災害放送局の円滑な開設・運用につとめてまいります。 　なお、臨時災害放送局のコミュニティ放送局への移行措置の制度化及び運営に係る公共的財源の整備についてのご意見、ご要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	修正の有無
		て、臨災局は「臨時かつ一時」の目的とされ、「日常生活の安定」をもって速やかに廃止することが原則とされている。しかし、大規模災害における地域社会のレジリエンス（回復力）は、「緊急（発災直後）」のみならず、「復旧」そして長期にわたる「復興（リハビリテーション）」という時系列のプロセスを辿る。被災住民が切望する情報は、インフラの物理的復旧（行政情報）にとどまらず、長引く仮設住宅生活を支える「卑近な生活情報」や「癒し・コミュニティ再建」へと推移する。 したがって、総務省が定義する「被害の軽減」の解釈を、物理的被害の防止から被災者の「社会的・精神的被害の軽減（→コミュニティ再生）」にまで柔軟に広げるべきである。そして、臨災局としての役割を終えた後、地域の持続的な生存インフラとしてコミュニティ放送局へとスムーズに移行（CFM 化）できるよう、第 3 セクター方式や公設民営方式の導入といった「移行措置」の制度化を強く要望する。 ３．運営を支える助成および資金的な手当ての実現について 資格や制度が緩和されても、被災自治体や現場の自助努力のみに頼るだけでは、臨災局の持続可能性は確保できない。現状、災害放送や防災訓練への対応は、事実上のボランティアベースである「無償負担」に依存せざるを得ない構造的課題が存在する。また、被災地域の経済が疲弊し、地域の広告主（地場企業）の支援余力が枯渇する中で、公的支援が早期に打ち切られれば、地域の情報インフラそのものが破綻を余儀なくされる。 臨災局を「生存のための地域インフラ」として機能し続けさせるためには、地方自治体の特別交付税のみに委ねるのではなく、国レベルでの「公共的財源（基金や少額設備助成等）」の整備と拡充を講じるべきである。一朝一夕では実現しないことは承知しているが、指定公共機関としての公的任務に見合う「正当な費用負担（委託費の明文化）」を国・自治体が担保する制度設計を強く提言する。今回の無線従事者資格緩和への動きがその端緒となることを信じてやまない。		
2	個人②	要旨 原案に賛成する。 但し、以下の条件を付す。 1 第二級陸上特殊無線技士が操作するイベントエフエム局とりんさいエフエム局の空中線電力は、現在のコミュニティエフエム局の上限と同一の 20W 以下とする。 2 イベントエフエム局、りんさいエフエム局の空中線電力の上限を 20W 以下にしてはならない。	本政令案に賛同のご意見として承ります。 第二級陸上特殊無線技士の操作範囲となる受信障害対策中継放送局及びコミュニティ放送局の無線設備であって、外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものについては空	無

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	修正の有無
		空中線電力 20W 以下では用を成さない場合が在るからである。 3 1,2 により空中線電力 20W を超えるイベントエフエム局とりんさいエフエム局の操作は、従来通り第二級陸上無線技術士以上とする。 【該当箇所】 電波法施行令 コミュニティ放送局の定義から「ただし、同法第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送であるものを除く。）をする無線局をいう。」を除くことに賛同する、但し、以下の条件を付す。 1　第二級陸上特殊無線技術士が操作するイベントエフエム局とりんさいエフエム局の空中線電力は、現在のコミュニティエフエム局の上限と同一の 20W 以下とする。 2 りんさいエフエム局の空中線電力を審査基準等で 20W 以下に制限をしてはならない。 イベントエフエム局はイベント会場周辺で受信できれば良いので、空中線電力数ワットや 1W 以下でも足りるが、りんさいエフエム局にあっては、送信機が対応している、最大 100W は必要に応じて許可し、20W 超の場合は、これまでどおり第二級陸上無線技術士が操作すること。 理由： 1　原状でコミュニティエフエム局の空中線電力は、電波関係審査基準では 20W 以下となっている。 2　イベントエフエム局やりんさいエフエム局であっても空中線電力 20W 以下ならば、改正趣旨通りの「コミュニティエフエム局と同等の設備」と言える。 3　令和 5 年 3 月 31 日に公表された、 「「放送大学 FM 跡地を利用する臨時災害放送局の効果的な開設・運用に関する調査検討会」報告書の公表」を分析すると、空中線電力 20W では用を成さない（開設した自治体のごく一部にしか良好な受信状態にならない）場合が多い。 4　りんさいエフエム局にあっては、各総合通信局が持つ「貸与用りんさいエフエム局送信機」ならびに、23 区内では練馬区と文京区が持っている同送信機は最大 100W までになっていること。 5　「りんさいじっけん」として開設し、区内の伝播状況を調査したところ、区の大部分で良好な受信状態を実現するためには、練馬区、文京区、足立区においては、空中線電力 50W を超え（第二級陸上特殊無線技士の操作範囲を逸脱する）、80W や目一杯の 100W が必要な例が有る。 以上により、イベントエフエム局とりんさいエフエム局にあっては、空中線電力 20W 以下ならば、改正案通り第二級陸上特殊無線技士でも外部の転換装置（実質　電源の入	中線電力による操作制限はないことから、臨時災害放送局及びイベント放送局も同様の技術操作の範囲となります。 なお、無線局の空中線電力は、有限希少な電波の有効利用を促進する観点から電波法関係審査基準を踏まえ、放送区域をカバーするために必要最小限の値となるよう指定を行っています。	

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	修正の有無
		切のみ）に限り操作できることとするのは賛同するが、電波伝搬の事情等により空中線電力が原状のコミュニティエフエム局の上限の 20W を超える場合は、従来通り第二級陸上無線技術士以上が操作することとされたい。 なお、今後　コミュニティエフエム局の空中線電力が最大 50W まで緩和されたとしたら、原状の第二級陸上特殊無線技士の操作のうち、「空中線電力五十ワット以下の無線設備で二万五千十キロヘルツから九百六十メガヘルツまでの周波数の電波を使用するもの」と対比しても、イベントエフエム局とりんさいエフエム局も 50W 以下としても問題は無いと思慮する。		
3	個人③	【該当箇所】 臨時災害放送局等の無線設備の操作に必要な無線従事者の資格要件を緩和するため、電波法施行令の改正を行うことについて 貴省ご作成の改正案に全面的に賛同いたします。 実際に設営されているイベント放送局の設備は、一般的に、コミュニティ放送局の設備構成をさらに簡素化したものであることから、無線従事者の操作範囲において、コミュニティ放送局と区別する実益及び合理的理由に欠けると考えます。 臨時災害放送局については、現在、その運用可能な陸上無線技術士及び第一級総合無線通信士の有資格者の総数が１０万人程度に過ぎず、緊急時にこれら有資格者の方々の協力を容易に受けられづらい実情がある反面、被災者に提供すべき情報の中には、一刻を争う内容のものもあります。それゆえ、電波の質に影響を与えないレベルの技術操作については広く認めるとともに、「いざ」という場合に備えて、貴省の技官の方をはじめとした陸上無線技術士・第一級総合無線技術士の有資格者の方々による随時「バックアップ」可能な体制の構築をお願いいたしたいと思っております。	本政令案に賛同のご意見として承ります。 総務省としては、引き続き、地方自治体等に対する周知や地域の防災訓練での活用等を通じて、臨時災害放送局の円滑な開設・運用に努めてまいります。	無
4	個人④	資格要件の緩和には反対いたします。 地方自治体等より、上位資格である第二級陸上無線技術士以上の資格を有する者を必要に応じて速やかに確保することが困難であることから、これらの無線局の開設が困難になる場合があるとの指摘が寄せられています。 とのことですが、最近高校２年生の女子が第一級陸上無線技術士を取得したことや、無線従事者資格取得でスキルアップになることによりモチベーションが上がり、ワイヤレス人材の育成に貢献していると思います。 なおアマチュア無線でのワイヤレス人材の育成は、現状を見る限り、時代と乖離しており、不適切と思います。	上位資格者の育成や地方自治体等における活用促進は重要ですが、その実現を待つことにより、災害時の迅速な情報提供が妨げられるべきではないと考えます。近年の無線設備はより操作性・安定性が向上しており、コミュニティ放送局と同等の機能を有する無線設備を用いて開設される臨時災害放送局及びイベント放送局の無	無

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	修正の有無
		アマ以外の無線業務経験による知識や経験の習得が適正な人材の育成と思われます。 地方自治体等の職員に上級資格取得者が在籍していても、利活用されている話は聞かないですし、採用もしない現状を監督官庁である貴省が地方自治体等へ上級資格取得者の雇用や利活用の促進を則すべきではないでしょうか？ よって２陸特による超短波放送による臨時かつ一時の目的のための放送をする無線局（臨時災害放送局及びイベント放送局）であって、放送法令に規定するコミュニティ放送の区域において受信されることを目的とする地上基幹放送をする無線設備の操作は現状のまま、２陸技以上とすることが望ましいと思います。 しかし 時代は昭和時代のように上級資格を利活用出来る現状では無く、ＡＩの普及により経験及び知識が不要であるの明白で、時代を鑑みて、多種多様なの無線従事者資格の形態を改める方針は無いのでしょうか？ 試案として １、２陸技及び１陸特　→　Ａ級無線従事者 ２～３陸特、２～３海特及びレーダ　→　Ｂ級無線従事者 特技航空、航空通　→　航空通信士※２ １～３総通、１～４海通、１海特及び特技国内電信　→　無線通信士※１、※２ １～４アマ　→　アマチュア無線従事者※１ ※１：モールスにつては機器が容易に自動判読及び送信するので、従事者の技量を問わない。 ※２：英語については自動翻訳機が一般的に存在するので、従事者の技量を問わない。 に纏めるぐらいの改革をしないと、世界から周回遅れかつ硬直化して何も出来ない我が国は、シンギュラリティに達していても、ダイナミックに変革することが出来ず、発展は望めないと思われます。	線従事者の資格要件については、コミュニティ放送局と同等とすることが合理的であると考えられることから、本改正をすることとしております。 なお、本年９月に情報通信審議会情報通信技術分科会 電波有効利用委員会に無線従事者制度の在り方検討作業班が設置され、現在、同作業班では時代の変化に見合った無線従事者制度の在り方について検討を進めているところです。	
5	個人⑤	下記について、どのように考えているのか。 検討をいただきたい。 無線従事者の操作範囲 ・二級陸上特殊無線技士　50W 以下 ・一級陸上特殊無線技士　500W 以下(30MHz 以上) 無線設備の出力 ・臨時災害放送局　100W 以下	第二級陸上特殊無線技士の操作範囲となる受信障害対策中継放送局及びコミュニティ放送局の無線設備であって、外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものには空中線電力による制限はないことから技術操作が可能となります。	無

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	修正の有無
		・イベント放送局　100W 以下 となっており、 「二級陸上特殊無線技士」で運用可能とした場合、無線従事者の操作範囲と無線設備の出力を満たしていない。 　このため、「一級陸上特殊無線技士」は満たしているため、こちらの資格まで、緩和をすべきであると考える。 　あるいは、無線設備の出力を「50W 以下」とすることで、「二級陸上特殊無線技士」とすることで、矛盾の解消を図ることが可能であるとも考える。 以上	なお、無線局の空中線電力は、有限希少な電波の有効利用を促進する観点から電波法関係審査基準を踏まえ、放送区域をカバーするために必要最小限の値となるよう指定を行っています。	
6	個人⑥	改正に賛成の立場でです。災害時に臨時災害放送局等が開局しやすくなり、ありがたいです。 　ただ、「地方自治体等より、上位資格である第二級陸上無線技術士以上の資格を有する者を必要に応じて速やかに確保することが困難であることから・・」とありますが、災害発生時に「必要に応じて速やかに確保」は当然難しいでしょう。平常時から職員が資格を取得することも重要です。 　私も地方公務員でしたが、第一級陸上無線技術士、防災士などを取得しました。 　平常時から資格取得など職員の防災レベル向上に向けた、勉強会、講演会の開催なども重要と考えます。	本政令案に賛同のご意見として承ります。 　総務省としては、引き続き、地方自治体等に対する周知や地域の防災訓練での活用等を通じて、臨時災害放送局の円滑な開設・運用につとめてまいります。	無
7	個人⑦	臨時災害放送局等の操作要件緩和に賛成します。 　私はコミュニティ FM 放送局の現役の無線従事者として、日常的に放送設備の運用に携わっています。 　今回の改正案において、「コミュニティ放送局と同等の機能を有する無線設備を用いて、同等の放送区域において受信されることを目的として開設される臨時かつ一時の目的のための放送」について、その操作が電波の質に影響を及ぼさない限り、操作資格を緩和する考え方は非常に合理的であると考えます。 　特に、臨時災害放送局は災害時に空中線電力を 100W まで増力することが可能であり、総務省から 100W 対応の送信設備を借用して運用することも想定されています。 　その場合でも、周波数、変調方式、放送区域等を適切に管理し、送信設備の操作によって電波の質に影響を及ぼさないのであれば、平常時からコミュニティ FM の送信設備を運用している無線従事者を災害時にも活用できる制度とすることには大きな意義があります。	本政令案に賛同のご意見として承ります。 　第二級陸上特殊無線技士の操作範囲となる受信障害対策中継放送局及びコミュニティ放送局の無線設備であって、外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものには空中線電力による制限はないことから技術操作が可能となります。 　なお、無線局の空中線電力は、有限希少な電波の有効利用を促進する観点から電波法関係審査基準を踏まえ、放送区域をカバーするために必要最	無

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	修正の有無
		災害発生時に、上位資格者を外部から確保することを前提とする制度では、交通・通信が途絶した場合に臨時災害放送局を速やかに開設できない可能性があります。 100W の設備を使用する場合であっても、「電波の質に影響を及ぼさない操作」という今回の考え方を適用し、地域のコミュニティ FM 局で実際に設備を運用している無線従事者（第二級陸上特殊無線技士以上）が災害時の情報発信を担える制度としていただくことを強く要望します。 今回の制度改正が、単なる資格要件の緩和にとどまらず、災害時に地域住民へ確実かつ迅速に情報を届けるための実効性ある制度となることを期待します。	小限の値となるよう指定を行っています。	
8	個人⑧	１　要　旨 臨時目的放送局の活用を促進するため、その操作が電波の質に影響を及ぼさないものである限りにおいて、下位の資格（第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級陸上特殊無線技士及び第二級陸上特殊無線技士）まで緩和するという、改正案に賛成いたします。 ２　コメント 現在、自治体職員として臨時災害 FM 局を担当しています。先般、実験試験局免許の有効期限を長期化していただけたことで、陸上特殊無線技士免許を保有する職員の機材操作訓練や 77.1MHz の区民への周知などが容易にできるようになりました。しかしながら、いざ災害発生となり、基幹放送局として臨時災害 FM 局を運用しようとすると第二級陸上無線技術士による運用が必要となり、職員だけでは運用できないという課題が残っておりました。 今回、現在の運用上の大きな制約事項である資格要件について緩和していただければ、災害時の地域住民へのきめ細かい情報発信（特にデジタルデバイド対策）に大きな効果が期待できるので、ぜひ本改正を進めていただきたい。 よろしくお願いします。	本政令案に賛同のご意見として承ります。 誰一人取り残されない社会の実現に向けて、ラジオ放送は有効な方策のひとつとなります。総務省としては、引き続き、多くの地方自治体等に対してご理解いただけるような周知や地域の防災訓練での活用等を通じて、臨時災害放送局の円滑な開設・運用につとめてまいります。	無
9	個人⑨	改正に賛成の立場で意見を述べます。 従来、コミュニティーFM 局よりも開局の迅速性が必要とされる臨時災害放送局（臨災局）において必要とされる資格がより上位の資格に限定されていたこと自体に問題があったと感じていました。 大規模な災害が発生した（発災）場合に、少しでも早く、多くの住民に情報を発信するために臨災局を開局したくても、そのための有資格者を探すことに多くの時間を割か	本政令案に賛同のご意見として承ります。 総務省としては、引き続き、多くの地方自治体等に対してご理解いただけるような周知や地域の防災訓練での活用等を通じて、臨時災害放送局の	無

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	修正の有無
		ねばならず、開局の機会、タイミングを失ってしまった局も多かったと聞いています。 その意味でも今回の改正は非常に意味、意義を持つものだと考えます。 ぜひできるだけ早い時期にこの改正を実施してほしいです。 今後ますます大きい発災が生じると大いに想像される我が国において、一刻も早い実施が急務です。	円滑な開設・運用につとめてまいります。	
10	個人⑩	現役の地方公務員です。イベント放送の特殊無線技士への開放は賛成ですが、臨時災害放送局については懸念点があり原案に賛成できません。災害時は平時とは比べ物にならないほど異常な事態であっても冷静に的確に判断する力が求められます。ほとんどの特殊無線技士では、その判断材料を理解することができません。災害時こそ、インターネットや機器製造のメーカーに頼れない状況であっても、一人で現状を把握し正確かつ確実に運用できる強い人材が現場で求められます。人材不足なことは重々承知していますが、この緩和によって災害時に質の悪い臨時災害放送局が集中して林立し他の遭難、緊急、安全に関する通信に影響を与える可能性が高まることを懸念しています。 提案として、第二級または第一級特殊陸上無線技術士を有する者は臨時災害放送局実践開設講習のような講習を受けて晴れて臨時災害放送局を開設できるようにするなど、限定解除のような形で質の高い臨時災害放送局となるような制度とすることで、災害時でもより臨時災害放送局の有用性を高めることができると考えます。	無線従事者は無線設備の操作を行うためのものであり、臨時災害放送局の放送内容を担保するものではありません。 また、臨時災害放送局の免許に当たっては、総務省では災害時においても他の無線局の運用に影響を与えないよう放送区域等を審査した上で指定を行うこととしております。 臨時災害放送局は、被災者の生命・安全に関わる情報を迅速に届けることを目的とする制度ですが、資格要件を満たす者を必要に応じて速やかに確保することが困難であるといった指摘も踏まえ、コミュニティ放送局と同等の機能を有する無線設備を用いて開設される臨時災害放送局及びイベント放送局の無線従事者の資格要件は、コミュニティ放送局と同等とすることが合理的であると考えられることから本改正をすることとしております。	無
11	個人⑪	電波法施行令の一部を改正する政令案に、賛成意見を送ります。 災害時こそ広報手段を確保することが必要です。 この改正で、臨時災害放送局等の開設に必要な有資格者の確保がより容易になれば、早急な臨時災害放送局等の開設が可能となり、被災者への情報提供やライフラインの早期	本政令案に賛同のご意見として承ります。	無

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	修正の有無
		の復旧等に大きく資することと考えます。		
12	個人⑫	【意見の件名】 電波法施行令の一部を改正する政令案に関する意見 【意見内容】 今回の政令案による無線従事者資格の緩和（第二級陸上無線技術士から第二級陸上特殊無線技士への引き下げ）について、災害時の迅速な情報伝達体制の確保という趣旨自体は理解するものの、今後の運用に関して以下の懸念があるため、厳格な措置を求める。 運用主体および放送内容の厳格な管理について 無線設備の操作資格が緩和されることにより、将来的に自治体等による運用管理の体制が形骸化し、外部委託等が無秩序に拡大することを懸念する。 特に災害時の臨時災害放送において最も重要なのは、被災住民が正確かつ一瞬で理解できる明瞭な日本語によるアナウンスである。 資格要件の緩和があたかも現場のアナウンス体制の質の低下や、不慣れな要員による運用を容認するものと受け取られないよう、放送内容の責任や運用主体についての明確な基準と歯止めを設けるべきである。 適用範囲の拡大防止について 本改正はあくまで「臨時災害放送局等」の特殊な状況に対応するための限定的な措置であると理解しているが、これがなし崩し的に他の無線局や日常的なコミュニティ放送の規制緩和へと拡大解釈されないよう、対象範囲を厳格に限定して運用することを求める。	本政令案に賛同のご意見として承ります。 なお、放送内容の責任や運用体制は開設者が確保すべきものであり、本改正によって変更されるものではありません。 臨時災害放送局は、被災者の生命・安全に関わる情報を迅速に届けることを目的とする制度ですが、資格要件を満たす者を必要に応じて速やかに確保することが困難であるといった指摘も踏まえ、コミュニティ放送局と同等の機能を有する無線設備を用いて開設される臨時災害放送局及びイベント放送局の無線従事者の資格要件は、コミュニティ放送局と同等とすることが合理的であると考えられることから、本改正をすることとしております。	無
13	個人⑬	案の通り、文言削除することを支持する。 臨時災害放送局はなるべく迅速に設置されるようにするのが良い。	本政令案に賛同のご意見として承ります。	無
14	個人⑭	現行の臨時災害放送局等を操作可能な無線従事者（第２級陸上無線技術士以上）の資格取得難易度が高く、免許者の高齢化により資格者確保の困難さは、平成３０年のコミュニティ局の規制緩和以前から見込まれていました。 この際に２日間の講習会で取得可能で第４アマチュア無線技士レベルである第２級陸上特殊無線技士まで緩和され、無線技術士の受検者が減少し、わが国全体の無線技術レ	近年の無線設備はより操作性・安定性が向上しており、コミュニティ放送局と同等の機能を有する無線設備を用いて開設される臨時災害放送局及びイベント放送局の無線従事者の資格要件については、コミュニティ放送	無

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	修正の有無
		ベルの低下や減少に拍車がかかったと思います。 資格緩和は第１級陸上特殊無線技士、第２級総合無線通信士、第３級総合無線通信士の追加までが適当と考えます。	局と同等とすることが合理的であると考えられることから、本改正をすることとしております。上位資格者の育成や地方自治体等における活用促進は重要ですが、その実現を待つことにより、災害時の迅速な情報提供が妨げられるべきではないと考えます。	
15	一般社団法人日本コミュニティ放送協会	「件名:電波法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見 1 意見の概要 一般社団法人日本コミュニティ放送協会(JCBA)は、臨時災害放送局及びイベント放送局(以下「臨時災害放送局等」)のうち、コミュニティ放送の区域で受信されることを目的とするものについて、無線設備の操作に必要な無線従事者資格を第二級陸上特殊無線技士以上とする本政令案の趣旨に賛同いたします。 2 賛同の理由 (1) 臨時災害放送局等は、コミュニティ放送局と同等の機能を有する無線設備を用いて開設されます。コミュニティ放送局の技術操作が第二級陸上特殊無線技士以上の資格で行われていることを踏まえれば、同等の資格要件とすることは合理的と考えます。 (2) 災害時に地方自治体が、第二級陸上無線技術士以上の有資格者を速やかに確保することは容易ではなく、そのことが臨時災害放送局の開設を妨げる要因となり得ます。資格要件の緩和により、開設のハードルが下がり、住民への迅速かつきめ細かな情報提供体制の整備が進むものと期待いたします。 (3) イベント放送局についても、地域の催事等に合わせた機動的な開設が可能となり、地域情報の発信が促進されると考えます。 3 要望 本改正の趣旨が十分に生かされるよう、次の点を要望いたします。 (1) 周知の徹底 改正内容を、地方自治体、地域の関係団体及びコミュニティ放送局に対し、施行前から十分に周知していただきたい。 (2) 技術面の品質確保 資格要件の緩和後も、混信防止など電波の適正な利用が確保されるよう、操作を担う	本政令案に賛同のご意見として承ります。 いただいたご要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	修正の有無
		方々への講習、手引きの整備等について、ご配慮をお願いしたい。 (3) 平時からの備えへの連携 JCBA は、会員であるコミュニティ放送局の設備・運用に関する知見を有しております。総務省、防災庁、地方自治体及び関係団体と連携し、臨時災害放送局等の円滑な開設・運用に向けた協力を行う用意があります。 以上		
16	個人⑮	【該当箇所】 電波法施行令の一部を改正する政令案 第3条第2項第6号 【意見】 今回、臨時災害放送局等について、コミュニティ放送局と同等の無線設備を用い、電波の質に影響を及ぼさない操作に限って、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級陸上特殊無線技士及び第二級陸上特殊無線技士まで操作可能範囲を広げる方向は、災害時に地域で必要な無線従事者を確保しやすくする点で意義があると考えます。 一方、資格要件を緩和するだけでは、災害時に臨時災害放送局を速やかかつ適切に開設・運用できるとは限りません。改正後は、自治体、コミュニティ放送事業者及び資格者が平時から開設手順、設備操作、連絡体制等を確認できる訓練や周知を進めていただきたいです。また、実際の運用時には、責任者、操作担当者、運用日時、設備の状況等を記録し、後から運用状況を確認できる仕組みを整えることが望ましいと考えます。 さらに、災害時には携帯電話網やインターネットが利用できない場合も想定されるため、送信側の体制整備と併せて、住民が実際に情報を受信できる環境の確保も重要です。FM ラジオ、戸別受信機、防災行政無線等の複数手段を地域の実情に応じて組み合わせ、平時から利用方法を周知するなど、受信側を含めた情報伝達体制の強化も進めていただくことを希望します。 本改正の効果については、開局件数や無線従事者選任状況だけでなく、開局までに要した時間、運用上の支障の有無等も把握し、事後評価に生かしていただきたいです。	本政令案に賛同のご意見として承ります。 総務省としては、引き続き、地方自治体等に対する周知や地域の防災訓練での活用等を通じて、臨時災害放送局の円滑な開設・運用に努めてまいります。 また、現在では様々な災害情報伝達手段が選択肢として挙げられますが、それぞれの手段は、受け手の状況に応じた伝わりやすさ、伝達範囲（場所）、伝達可能な情報量、耐災害性など、様々な特徴を有していることから、災害情報伝達を一つの手段に依存することの危険性などを踏まえつつ、地域の実情に応じて情報伝達手段の多重化を検討することが望ましいと考えます。 なお、事後評価にかかるご意見については、今後の評価の参考として承ります。	無
17	個人⑯	電波法施行令第3条第2項第6号の改正により、臨時かつ一時の目的のための放送をする無線局についても、一定の条件の下で「コミュニティ放送局」として、同条第1項に定める無線従事者の操作範囲が適用されることになると理解しています。 これにより、臨時災害放送局・イベント放送局について、第二級陸上特殊無線技士が	外部の転換装置とは、無線設備の通常の使用状態において、外部に露出している転換装置のことであり、一般に、電源の入切装置や周波数の切替装	無

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	修正の有無
		「外部の転換装置で、電波の質に影響を及ぼさないもの」を操作できる範囲が広がることになります。 　一方、「外部の転換装置」及び「電波の質に影響を及ぼさないもの」の具体的な範囲・判断基準について、制度上どのように担保されるのかが明確ではありません。 そこで、以下を明確にしてください。 1.「外部の転換装置」に該当する具体的な設備・操作の範囲を明示すること。 2.「電波の質に影響を及ぼさない」と判断する技術的基準を明示すること。 3.その基準への適合について、誰が、どの段階で確認・判断するのかを明確にすること。 4.臨時災害放送局・イベント放送局についても、コミュニティ放送局と同一の確認基準及び確認方法を適用するのかを明示すること。 　資格要件を緩和するのであれば、操作可能な範囲、技術的な安全基準及び確認・責任の所在を明確にし、制度運用上の解釈に差が生じない設計とすることを求めます。	置などのことを指します。 　電波の質とは、周波数の許容偏差、占有周波数帯幅の許容値及びスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値を指します。 　無線設備の技術的基準への適合については、無線局免許の際に総務省（各総合通信局等）が工事設計に関する審査、検査を実施していますが、無線設備の操作によって電波の質に影響を及ぼさないかどうかについては、実際に操作する無線従事者が最終的に判断することになります。 　なお、本改正により、電波法施行令において臨時災害放送局及びイベント放送局は、コミュニティ放送局として規定されることになります。	
18	個人⑰	賛成です 　私は都市部のマンションに居住する、防災士およびマンション管理士です。 　集合住宅では密閉性が高いために防災行政無線が聞こえにくく、停電時には共聴設備が稼働しないため、テレビから情報を得ることが困難になる。その点、ＦＭ放送はコンパクトなラジオや車でも、手軽に情報を入手できる強みを持つ。 　発災時は早期対応が何より重要であるが、都市部の民間放送局はカバーエリアが広いため、地域に密着した詳細な情報提供がなされるか不安が残る。また、スポンサーとの関係による影響も懸念される。 　避難者への支援も「場所（避難所）支援から人（避難者等）の支援へ」切り替わろうとしている現状において、臨時災害放送局等は在宅避難者や車中泊者への情報提供の有力なツールとなると考えられる。 　したがって、臨時災害放送局等への期待は大きい。しかしながら、緊急時に「第二級陸上無線技術士」以上の資格者は本来業務に従事している可能性が高く、外部から臨時的に複数名確保するのは困難であると考えられる。 　設備に関しては各地の総合通信局からの貸出制度が整っているため、臨時災害放送局等の無線従事者の資格要件については、コミュニティ放送局や市町村の防災行政無線と	本政令案に賛同のご意見として承ります。 　総務省としては、引き続き、地方自治体等に対する周知や地域の防災訓練での活用等を通じて、臨時災害放送局の円滑な開設・運用に努めてまいります。	無

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	修正の有無
		同等レベルに緩和することが現実的かつ有効であると考える。		
19	個人⑱	件名：電波法施行令の一部改正案に係る必要性及び安全管理の検証について 総務省 御中 日本国憲法前文、第1条、第16条、第21条、第97条及び第98条第1項の趣旨を踏まえ、行政の説明責任及び国民の安全確保の観点から意見を提出する。 対象：電波法施行令の一部改正案及び規制の事前評価書（臨時目的放送局の無線従事者の資格要件の緩和） 本改正案は、臨時目的放送局の無線従事者資格を緩和するものである。しかし、災害時の情報伝達手段としての必要性と、資格要件緩和の必要性は別個に検証すべきである。 1. 制度改正の必要性 過去10年間の臨時災害放送局及びイベント放送局の開設件数、運用期間、開設遅延・断念件数を明示すること。特に能登半島地震において、資格者不足が開設に与えた具体的影響を示すこと。 2. 資格者不足の実態 事前評価書に示された資格保有者数と自治体調査について、実際の配置可能人数、地域的偏在及び災害時の動員可能性を検証し、資格緩和による改善効果を定量的に示すこと。 3. 代替手段との比較 既存のコミュニティFM、防災行政無線、緊急速報メール、資格者の育成・共同配置・広域応援等との比較結果を明示し、資格緩和を選択した合理的根拠を示すこと。 4. 安全性及び責任主体 2019年のコミュニティ放送局における資格緩和後の障害・事故実績を示すこと。「負の影響は想定されない」とする技術的根拠を明示し、混信、設備故障等の異常発生時の停止・復旧基準及び責任主体を明確化すること。 5. 事後評価及び見直し 施行後おおむね5年以内の事後評価に加え、運用実績、障害発生状況及び費用対効果を継続的に検証・公表すること。重大な問題が生じた場合の早期見直し基準を設けること。 規制緩和は目的ではなく手段である。必要性、代替可能性、安全性及び実効性の検証結果を明示し、合理性が確認できない場合は改正の再検討又は施行延期を求める。 以上。	本改正は、近年の無線設備はより操作性・安定性が向上しており、コミュニティ放送局と同等の機能を有する無線設備を用いて開設される臨時災害放送局及びイベント放送局の無線従事者の資格要件については、コミュニティ放送局と同等とすることが合理的であると考えられることから、行うものです。 なお、ご指摘の事項全てについて網羅的・定量的に示すことは困難であると考えますが、引き続き制度の適切な周知と運用に努めてまいります。	無

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	修正の有無
20	個人⑲	【意見の趣旨】　本改正案の方向性及び資格要件の合理化に賛成する。その上で、公布前に、新旧対照表の誤記と考えられる箇所を訂正するとともに、従前の検討資料との適用範囲の差、イベント放送局への適用、定義変更に伴う各資格への波及範囲を明確化されたい。 本改正案については、改正の趣旨及び資格要件の合理化に賛成する。特に、コミュニティ放送と臨時目的放送との間で、実際の設備・操作内容に照らして過度な資格差が生じる場合について、その合理化を図ることは、臨時災害放送局の迅速な開設・運用等の観点から有意義であると考える。 その上で、本改正を円滑かつ明確に施行する観点から、以下の点について、公布までに修正又は明確化されたい。 1　新旧対照表の改正案欄に誤記があると考えられる 政令案本文では、電波法施行令第3条第2項第6号中「。ただし、同法第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送であるものを除く」を削るとされている。現行条文にこの改め文を適用すれば、改正後は「コミュニティ放送をいう。）をする無線局をいう。」となるものと解される。 しかし、添付された新旧対照表の改正案欄では、「コミュニティ放送をいう。」に続き、さらに「。）をする無線局」と記載されており、文面上は「コミュニティ放送をいう。。）をする無線局」となる。これは政令案本文の改め文を適用した結果と一致しない。 したがって、新旧対照表の誤記であれば訂正されたい。併せて、意図する改正後の第3条第2項第6号の全文を確認されたい。 2　従前の検討で示された「諸元が変わらない場合」と本政令案の適用範囲との関係 「広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チーム」の取りまとめでは、コミュニティ放送局の放送設備を臨時災害放送局として使用する場合、諸元が変わらなくても資格上操作できないことが課題として示され、その対応として「コミュニティ放送局と諸元が変わらない場合の臨時災害放送局」の操作に必要な無線従事者資格をコミュニティ放送局と同等とすること等が示されている。 一方、今回の政令案では、「諸元が変わらない場合」との限定を設けるのではなく、第3条第2項第6号に存在する「臨時かつ一時の目的のための放送」	本政令案に賛同のご意見として承ります。 １については、新旧対照表の誤記ですのでご指摘のとおり修正させていただきます。 ２及び３については、本改正は臨時災害放送局に加え、イベント放送局についても、一般社団法人日本コミュニティ放送協会から活用促進の観点で資格要件緩和の要望があったことを踏まえ検討したものです。イベント放送局は、一般にコミュニティ放送局や臨時災害放送局よりも限定された区域で運用されるものであり、現行のコミュニティ放送局と同様の資格要件とすることに技術上の支障はないと考えています。 ４については、本改正により対象となる無線従事者資格及び操作範囲について、制度利用者に誤解が生じないよう、別途、総務省ホームページ等においても周知を予定しています。なお、操作が可能となる資格は以下のとおりです（下線部が本改正で追加となる資格）。 ・第一級総合無線通信士 ・<u>第二級総合無線通信士</u> ・<u>第三級総合無線通信士</u> ・第一級陸上無線技術士 ・第二級陸上無線技術士 ・<u>第一級陸上特殊無線技士</u> ・<u>第二級陸上特殊無線技士</u>	有

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	修正の有無
		の除外規定そのものを削除する構成となっている。少なくとも条文上は、従前の検討で示されていた範囲より広く改正効果が及び得るように読める。 本改正の方向性自体には賛成するが、この適用範囲の拡大が意図したものであるのか明確にされたい。意図したものである場合には、従前の検討段階から対象範囲を拡大した理由及び技術的根拠を示されたい。逆に、「諸元が変わらない場合」等に限定する趣旨である場合には、その限定が本政令以外の省令、告示、審査基準その他の規定によって担保されるのかを明示されたい。 3　臨時災害放送局だけでなくイベント放送局にも改正効果が及ぶ点 今回の意見募集の報道資料は、対象を「臨時災害放送局及びイベント放送局」としている。他方、従前の検討資料で資格要件上の課題として具体的に取り上げられていたのは、主として臨時災害放送局であり、「コミュニティ放送局と諸元が変わらない場合の臨時災害放送局」の資格要件の合理化が検討されていた。 今回の案は「臨時災害放送」に限定した規定を置くのではなく、「臨時かつ一時の目的のための放送」を一括して除外対象から外すものである。このため、所定のコミュニティ放送に該当するイベント目的の臨時放送についても改正の対象となる。 イベント放送局についても合理的な範囲で資格要件を見直すこと自体には異論はないが、従前の検討内容から対象を拡大するものであるならば、その旨、必要性及び技術的根拠を明確に示されたい。 4　本改正によって操作範囲が変化する無線従事者資格の明示 今回の改正は、第二級陸上特殊無線技士の規定そのものを書き換えるものではなく、電波法施行令第3条第2項第6号の「コミュニティ放送局」の定義を変更するものである。 現行の第3条第1項では、この「コミュニティ放送局」という用語は第二級陸上特殊無線技士だけでなく、第二級総合無線通信士及び第三級総合無線通信士等の操作範囲にも用いられている。このため、定義規定を変更する本改正の法的効果は、第二級陸上特殊無線技士だけに限定されるものではないと解される。 本改正には賛成するが、制度利用者に誤解を生じさせないため、改正後に対象となる無線従事者資格及び各資格で可能となる操作の範囲を一覧等により明	5については、本改正は臨時災害放送局及びイベント放送局の円滑な運用と人材確保を図るため、実際の設備や運用実態を踏まえて資格要件を合理化するものであり、引き続き制度の適切な周知と運用に努めてまいります。	

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	修正の有無
		示されたい。 5　結論 以上はいずれも本改正そのものに反対する趣旨ではない。臨時災害放送局等について、実際の設備及び操作内容に即して無線従事者資格を合理化し、迅速かつ柔軟な運用を可能とする本改正の方向性には賛成する。 その一方で、新旧対照表には政令案本文と一致しない句点の重複が認められ、また、従前の検討で示されていた「諸元が変わらない場合」という限定と今回の改正条文の射程との関係、イベント放送局への適用、及び定義変更に伴う各資格への波及範囲については、現状の公表資料だけでは必ずしも明確ではない。 制度改正の趣旨そのものを損なわないためにも、誤記については公布前に訂正するとともに、上記の適用範囲について明確な説明を示されたい。 参考資料（総務省・e-Gov 公表資料） ・e-Gov パブリック・コメント「電波法施行令の一部を改正する政令案に対する意見募集」（案件番号 145210770） https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&Mode=0&id=145210770 ・電波法施行令の一部を改正する政令案（e-Gov 掲載 PDF） https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000320273 ・e-Gov 法令検索「電波法施行令」 https://laws.e-gov.go.jp/law/413CO0000000245 ・「広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チーム」取りまとめ資料 https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000296051		
21	個人⑳	件名：電波法施行令の一部を改正する政令案に対する意見(案件番号 145210770) 提出先：総務省情報流通行政局放送業務課 該当箇所：電波法施行令の一部を改正する政令案の本則。改正対象は電波法施行令(平成 13 年政令第 245 号)第 3 条第 2 項第 6 号。 案の記載：第 3 条第 2 項第 6 号中「。ただし、同法第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送であるものを除く」を削る。この政令は公布の日の翌日から施行する。	本改正により、コミュニティ放送局と同等の機能を有する無線設備を用いて開設される臨時災害放送局及びイベント放送局については、以下の無線従事者資格で運用可能（下線部が本改正で追加となる資格）となり、別途、	無

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	修正の有無
		施行前の行為に対する罰則は従前の例による。 意見：放送法第8条の臨時かつ一時の目的の放送を、コミュニティ放送をする無線局の操作及び監督の範囲から除外するただし書を削る理由と、対象となる無線従事者の操作範囲の変更を明記してください。現行のただし書は、臨時かつ一時の放送を第6号の無線局から除いています。これを削ると、イベント放送など短期間のコミュニティ放送も、同号の操作及び監督の範囲に入ります。案には、どの資格の操作範囲が広がり、臨時放送の開設者に追加の無線従事者配置が必要になるのかが書かれていません。公布の翌日から施行するため、経過措置も罰則の適用以外はありません。臨時放送の既存計画に配置義務が生じるなら、施行日を延期するか、施行後一定期間は従前の範囲とする経過措置を置いてください。 出典：e-Gov 案件番号 145210770(公示日 2026 年 9 月 5 日、根拠法令は電波法第 40 条第 2 項。案の前文は第 40 条第 2 項及び第 104 条の 5)。命令などの案(ダウンロード番号 0000320273)。電波法施行令第 3 条第 2 項第 6 号。放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 8 条。	総務省ホームページ等においても周知を予定しています。 ・第一級総合無線通信士 ・第二級総合無線通信士 ・第三級総合無線通信士 ・第一級陸上無線技術士 ・第二級陸上無線技術士 ・第一級陸上特殊無線技士 ・第二級陸上特殊無線技士 なお、本改正案の施行前に開設している臨時災害放送局及びイベント放送局は、第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士のいずれかの無線従事者が選任されていることから、施行後も含めて必要な無線従事者を既に選任されているため、本改正で追加になる資格の無線従事者の配置は不要です。本改正案の施行後であれば上記の全ての無線従事者資格の選任が可能となるものです。	

○提出意見数：２１件
※提出意見数は、意見提出者数としています。
※「案に対する意見及びその理由」欄については、提出された意見に加筆・修正をすることなく、そのまま掲載しています。